

理科室の薬品管理について

学校において使用薬品についての検査事項は、検査報告書に概ね書かれてある事柄について担当の先生に話を聞きながら、不備があればその場で、指導をすることが多いと思われます。その中でも特に理科室・保健室の薬品管理について検査に入るたび、薬品（医薬品）台帳（受払い簿）が問題になっています。「何を書いて良いのか分からない」「使うたびに記録するんですか？」「残量ですか・・・一年に一回で良いですか？」と様々な反応があります。毒劇物取締法については、毎年、本会の研修会で長澤修子先生からご指導いただいておりますが、学校現場は、その教えを受けた担当学校薬剤師が指導助言を行うこととなります。（医）薬品台帳を作ってくださいと言っても、なかなか難しい場合もあるので、具体的なフォーマットを京都府学校薬剤師会で作成し、同じ地域で利用していただくことにすると、先生方の転勤があっても同じ内容について記入することが出来、記入のルールを決めれば、管理しやすくなる。今後の課題として、統一した薬品台帳を作り、京都府内へ広げていくことを考えたいと思います。

その中で、薬品の廃棄のことや、事故のときの対応などを瞬時に情報を得るため、それぞれの薬品についての化学物質安全情報データシート（MSDS：Material Safety Data Sheet）の活用をおすすめしている。MSDSには、薬品の物質名や性状のほか、**危険有害性、応急時の措置、取り扱い・保管・廃棄時の注意**など多くの有用な情報が記載されており、労働安全衛生法関連法令、毒物及び劇物取締法、PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）のそれぞれの法令において指定される化学物質に関しては、定められた形式のMSDSの作成・配布が義務付けられています。また、これらの法

令に該当しない多くの化学物質に関しても、各試薬メーカーからMSDSが提供されています。インターネットで、「[日本試薬協会 MSDS 検索 ページ](#)」を見ていただくと、製造メーカーごとに、その会社で作られた試薬・薬品のMSDSが見られるようになっており、学校で使用している薬品についても調べて、MSDSシートを取り出し（薬品を買うときに請求したらもらえます）薬品台帳に記載した薬品の後ろに綴じ込み、必要なときに必要な情報を入手していただけるようお願いしています。

薬品台帳に記入する「残量」について、受払簿に記録する最大の目的は、「現在の保管量」を把握することです。「容器を含めた重量」を使用の都度測定して記録を行うことを是非お願いしたい。これは、学期ごとの残量を計測するときに簡単に出来るだけでなく、盗難を考えたとき、一本丸ごと盗難に合う場合のほか、中身の一部を抜き取られたり、前回の使用者が記録を忘れる可能性も考慮に入ると、この方法が一番おすすめです。「容器を含めた重量」で管理していると、容器を秤に載せて重さを測定して、受払簿の記録と照らし合わせるだけでチェックできると話をさせていただき、先生方に納得して、記録をつけていただく習慣を作っていただけるようにと願っています。

毒物劇物の保管管理

保管場所は、鍵のかかる丈夫なものにする。

他のもの（毒物劇物以外のもの）と明確に区別
毒物劇物専用の保管庫に保管する。

保管場所には、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字の表示をする。

【赤地に白色で「毒物」の文字 白地に赤色で劇物の文字】

地震の際、保管庫が転倒したりしないように、壁や床に固定する。

盗難、紛失防止のため「毒物劇物管理簿」を作成し、使用量や残量を確認する。

医薬用外劇物

された毒物劇物

文責：京都府学校薬剤師会 守谷まさ子